

7 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成 26 年 5 月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し」を求める提案など、4 件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別自治市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、第30次地方制度調査会から示された課題に対し、令和3年5月に指定都市市長会が示した対応の方向性も踏まえ、速やかに制度の創設に向けた議論を加速するなど、「特別自治市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 令和3年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告 時期の見直し	文部科学省
2	離島活性化交付金の弾力的運用	国土交通省
3	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理 及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解 釈の明確化	環境省
4	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に より使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和 等	農林水産省

2 新たな大都市制度「特別自治市」について

(1) あるべき大都市制度の姿 ～特別自治市の創設～

- 大都市の潜在能力を極限まで引き出し、日本を牽引するエンジンとなるための選択肢
- 大都市の市域においては、従来の二層制の自治構造を廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を創設
- 「特別自治市」は、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担うことを基本
- 市域内の地域課題に対応するため、各都市の実情に応じ住民自治・住民参加の仕組みを構築
- 大都市圏域における広域的行政課題については、大都市を中心とした基礎自治体間の連携で対応
- 特別自治市の創設に当たっては、新たな役割分担に応じた税財政制度を構築

(2) 特別自治市の担うべき事務について（主要な業務）

